

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 3 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条第 1 項第 1 号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項の保険料の賦課額」を「第 2 項の基礎賦課額及び前項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第 2 項を第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第 99 条第 2 項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第 1 項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第 6 条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額）」に改め、同条第 1 項中「前条第 1 項」を「前条第 2 項」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。）」を「令」に、「以下「所得割率」」を「以下この条、第 8 条及び第 9 条において「所得割率」」に、「賦課額」を「基礎賦課額」に改める。

第7条の見出しを「（基礎賦課額の被保険者均等割額）」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第5条第2項の基礎賦課額」に改め、同条第2項中「前項」を「前項の基礎賦課額」に改める。

第8条の見出しを「（基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）」に改め、同条中「所得割率」を「第5条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第9条の見出しを「（基礎賦課額の所得割率）」に改め、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額」に、「100分の11.83」を「100分の11.70」に改める。

第10条の見出しを「（基礎賦課額の均等割額）」に改め、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額」に、「60,004円」を「66,340円」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額）

第10条の2 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の4及び第10条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第5条、この条本文及び次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第13条の2第2号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の3 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第10条の4 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.25とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)

第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,339円とする。

第11条の見出しを「(基礎賦課額の賦課限度額)」に改め、同条中「第5条の賦課額は、80万円」を「第5条第1項の基礎賦課額は、85万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第11条の2 第5条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができない。

第13条の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「第7条及び第8条」を「第5条、第7条、第8条及び第10条」に、「(以下「賦課総額」)」を「(以下「基礎賦課総額」)」に改め、同条第1号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同号イ中「(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）」のための収入の額」を「(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。）」のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。）」に改め、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第3号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の2 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条、第10条の3、第10条の4及び第10条の6の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額及び第19条の規定により保険料を減免する場合にあっては、その減免する額を含む。）の合計額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額をすべての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下第11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

第14条第1項及び第2項中「保険料の額」を「第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第3項中「額」を「基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第15条第1項第1号中「令第18条第4項第1号」を「令第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

第22条第2項中「保険料の額」を「第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第3項中「額」を「基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第4項中「保険料の額」を「第5条第2項の基礎賦課額及び同条第

3 項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第 5 項中「額」を「基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和 8 年度及び令和 9 年度における保険料の減免の特例)

- 3 広域連合長は、令和 8 年度及び令和 9 年度の本則第 1 5 条第 1 項第 1 号の区分の被保険者の基礎賦課額について、当該年度分の保険料に係る第 7 条第 2 項の基礎賦課額に係る被保険者均等割額に 1 0 0 分の 2 を乗じて得た額を減ずることができる。